

**2023 年度国別研修
「パレスチナ ユニバーサルツーリズム促進」に係る
参加意思確認公募について**

独立行政法人国際協力機構沖縄センター（以下、「JICA 沖縄」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた観光分野・社会保障分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、ユニバーサルツーリズムについて必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、株式会社プランニングネットワーク（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、本研修コースの企画段階から協力関係にあるユニバーサルツーリズムアドバイザーが所属する組織であり、当該ユニバーサルツーリズムアドバイザーは、30 年以上に渡り観光資源調査として地域の魅力をユニバーサルツーリズムの視点で発掘し、この調査結果をもとに、日本国内外において体験プログラムやモデルコースの構築を行い、モニター検証も実施する等、当該研修分野に関する知見を有しています。また特定者は、全国の地方自治体のユニバーサルツーリズム推進事業や調査を多数受託している他、その知見を踏まえた講演、セミナー、研修等を多数実施しています。加えて、特定者は、国内外の公的・民間分野を含む人材ネットワークを有していることから、その人材ネットワークや知見も活用し、パレスチナのニーズに沿った研修の実施が可能であり、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023 年度国別研修
「パレスチナ ユニバーサルツーリズム促進」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間：2023 年 7 月 24 日～2023 年 7 月 28 日（予定）
- (4) 契約履行期間：2023 年 6 月 24 日～2023 年 9 月 30 日（予定）

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以

下、「全省庁統一資格」という。)を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。

- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとして扱います。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

（2） その他の要件：

- 1) 業務を総括するための業務責任者を選任し、JICA 沖縄担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- 2) 業務総括者はユニバーサルツーリズム分野の研修実施経験を有すること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年4月21日(金) 12:00
	提出場所	〒901-2552 沖縄県浦添市字前田 1143-1 JICA 沖縄 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁 統一資格を有していない者は、参加意思確認 書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)、同確認書で提出を 求められている資料等
	提出方法	郵送
(2) 審査結果 の通知	通知日	2023年5月2日(火)
	通知方法	メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	〒901-2552 沖縄県浦添市字前田 1143-1 JICA 沖縄 研修業務課
	請求方法	メール
	請求締切日	2023年5月12日(金)
	回答予定日	2023年5月19日(金)
	回答方法	メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。

(1 1) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2023 年度国別研修
「パレスチナ ユニバーサルツーリズム促進」
研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

国別研修「パレスチナ ユニバーサルツーリズム促進」

(2) 研修期間（予定）

① 全体受入期間： 2023 年 7 月 23 日から 2023 年 7 月 29 日
まで

② 技術研修期間： 2023 年 7 月 24 日から 2023 年 7 月 28 日
まで

(3) 対象となる研修員

1) 定員：8 人(予定)

2) 研修対象国：パレスチナ自治区（パレスチナ）

3) 研修対象組織・対象者

観光遺跡庁（Ministry of Tourism and Antiquities:MoTA）

(4) 研修使用言語

アラビア語

(5) 研修の背景・目的

パレスチナにおいて主要産業である観光は、雇用創出、貧困削減及び文化遺産保護等の観点から開発の重要性が高い分野である。パレスチナ国家政策アジェンダ 2017-2022 では、Pillar 3 Sustainable Development の下の Priority 6 Economic Independence において製造業や農業と並び観光業の強化が、Priority 10 Resilient Community においても観光を通じた地方コミュニティの活性化、ナショナルアイデンティティと文化遺産の保護が謳われている。ユニバーサルツーリズムというパレスチナ観光セクターにとって新たなコンセプトを観光政策に導入することにより、日本がこれまで取り組んできた観光開発の強化に資することが本研修の位置付けである。

なお、本研修は 2020 年度から 3 回実施する研修のうち 3 回目である。

(6) 案件目標

パレスチナの観光関連機関においてユニバーサルツーリズムが理解され、促進のための能力が向上する。

(7) 単元目標（アウトプット）

1. 日本のユニバーサルツーリズムを理解し、日本の観光地におけるユニバー

サルツリズムの具体的取組みについて理解を深める。

2. パレスチナにおけるユニバーサルツリズムの状況が確認され、課題が抽出される。
3. 日本におけるユニバーサルツリズムの状況を踏まえ、次年度に向けた活動目標が形成される。研修内容

(8) 研修方法

ア. 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して研修員の理解を高めるよう工夫する。なお、これらの翻訳・印刷が必要な場合には、原則 JICA 又は JICA が指定する団体を通じて行うため、これらとの密な調整を行うこと。

イ. 演習

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、自国の実務に役立つことを目指す。

ウ. 意見交換会

講義で得られた知見を基に、研修員が当該分野に関する理解を深められるための意見交換会を実施する。

エ. レポート作成・発表

各レポートの作成・発表に当たっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、併せて研修参加後の問題解決能力を高めるよう努める。

オ. 研修付帯プログラム（参考情報：JICA 沖縄が実施するプログラム）

集合ブリーフィング：来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2023年6月24日～2023年9月30日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

1. 研修実施に係る業務全般
2. 業務完了報告書、経費精算報告書の作成（次年度の研修計画案を含む）
3. 関係機関との調整

(3) 詳細

- ① 研修実施全般に関する事項：

- 1) 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- 2) 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- 3) 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- 4) コース評価要領の作成
- 5) 研修員選考会への出席
- 6) JICA 関西、その他関係機関との連絡・調整
- 7) 研修監理員との調整・確認
- 8) コースオリエンテーションの実施
- 9) 研修の運営管理とモニタリング
- 10) 研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等）
- 11) 各種発表会の実施
- 12) 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- 13) 研修員からの技術的質問への回答
- 14) 評価会への出席、実施補佐
- 15) 開・閉講式への出席、実施補佐
- 16) 反省会への出席
- 17) 講義・見学の評価
- ② 講義（演習・実習）の実施に関する事項
 - 1) 講師の選定・確保
 - 2) 講師への講義依頼文書の発出
 - 3) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
 - 4) 講義室及び使用資機材の確認と使用申請手続き
 - 5) 講義テキスト・資機材・参考資料の準備・確認、教材利用許諾範囲の確認
 - 6) 講義等実施時の講師への対応
 - 7) 講師謝金の支払い
 - 8) 講師への旅費・交通費の支払い
 - 9) 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付
- ③見学（研修旅行）の実施に関する事項：
 - 1) 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
 - 2) 見学謝金等の支払い
 - 3) 見学先への礼状の作成・送付

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってアラビア語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行

う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。

- (2) 研修員及び同行者（上限 1 名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上